


パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和5年(2023年)3月1日

案件の名称	川合・山之口地区及び彩都粟生地区における都市計画等の変更について
パブリックコメント手続実施の目的	都市計画等の変更に関する案を作成するにあたり、素案(たたき台)の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる(都市計画法第16条第1項)
実施部局名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話:072-724-6810)
パブリックコメントの対象となる資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業の決定素案(たたき台) (2) 北部大阪都市計画用途地域の変更 素案(たたき台) (3) 北部大阪都市計画高度地区の変更 素案(たたき台) (4) 北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更 素案(たたき台) (5) 北部大阪都市計画川合・山之口地区地区計画の決定 素案(たたき台) (6) 北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画の変更 素案(たたき台) (7) 都市景観形成地区の指定(川合・山之口地区) 素案 (8) 都市景観形成地区の変更(彩都粟生地区) 素案
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> (9) 川合・山之口地区における都市計画等の変更について (10) 彩都粟生地区における都市計画等の変更について
閲覧方法と閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市ホームページ (https://www.city.minoh.lg.jp/machi/kawai-yamanoguchi.html) (2) みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階 49番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央・船場・東図書館 (8) みのお市民活動センター <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)～(8)は、施設の開館日、開館時間</p>

意見等の提出期間	令和5年(2023年)3月6日から4月4日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;"> LoGo フォーム QR コード  </div> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付</p> <p>※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあたっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。</p>
備考	

パブリックコメント手続 意見書

件名(素案の名称)		川合・山之口地区及び彩都粟生地区における都市計画等の変更について
提出者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分 (あてはまる番号に○をつけてください。)		(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意見・提言など		